

(別記様式第1号)

計 画 作 成 年 度	令和8年度
計 画 主 体	長万部町鳥獣被害防止対策協議会

長万部町鳥獣被害防止計画

< 連 絡 先 >

担当部署名 産業振興課 農務係
所在地 北海道山越郡長万部町字長万部453番地1
電話番号 01377-2-2191
F A X 番号 01377-2-4884
メールアドレス sangyo@town.oshamambe.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ヒグマ、エゾシカ、キツネ、タヌキ、アライグマ、カニクイアライグマ、アメリカミンク
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	長万部町全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
ヒグマ	デントコーン・ラップサイレージ	被害額	2,327千円
		被害面積	3.5 ha
エゾシカ	牧草・野菜・果樹等・デントコーン	被害額	1,051千円
		被害面積	85 ha
キツネ、タヌキ、アライグマ	家畜・配合飼料・牧草ロール	被害額	655千円
		被害面積	7 ha
		被害頭数	3頭

(2) 被害の傾向

ヒグマ	・ 被害は全域に散発的に見られ、収穫前のデントコーンの食害による被害が大きい。
エゾシカ	・ エゾシカの令和6年度捕獲数は43頭、7年度は90頭となっており、依然として管内の生息数が増加しているものと推測される。 ・ 被害は全域に散発的に見られ、融雪後、人里に降りてきて農地に出現し農作物を採食する。
キツネ・タヌキ・アライグマ	・ アライグマの令和6年度捕獲数は84頭、7年度は250頭と増加し管内に定着したと考えられる為、捕獲活動及び被害対策を急務で進める必要がある。 ・ キツネ、タヌキおよびアライグマにより乳牛等に与えるための配合飼料や牧草ロールが荒らされる他、農作物の食害が発生している。

(3) 被害の軽減目標

指 標		現状値	目標値	備考（軽減率）
		（令和6年度）	（令和10年度）	
ヒグマ	被害額	1,035千円	517千円	50%減
	被害面積等	2.05 ha	1.0 ha	50%減
エゾシカ	被害額	5,501千円	2,750千円	50%減
	被害面積等	40 ha	20 ha	50%減
キツネ・タヌキ・アライグマ	被害額	508千円	254千円	50%減
	被害面積等			50%減

(4) 従来講じてきた被害防止対策

区 分	従 来 講 じ て き た 被 害 防 止 対 策	課 題												
捕獲等に関する取組	■鳥獣捕獲事業補助金制度により、補助金を交付。 (制度の内容) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>銃器</th><th>箱わな</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ヒグマ</td><td>捕獲奨励金： 25,000円/頭</td><td>25,000円/頭</td></tr> <tr> <td>・エゾシカ</td><td>捕獲奨励金： 12,000円/頭</td><td>12,000円/頭</td></tr> <tr> <td>・キツネ等</td><td>捕獲奨励金： 6,000円/頭</td><td>3,000円/頭</td></tr> </tbody> </table> ■ヒグマについては、道の捕獲許可を受けて銃器による駆除や箱わなを設置して捕獲を実施。 ■有害鳥獣の捕獲などの「鳥獣被害防止対策事業」を長万部町鳥獣被害防止対策協議会に委託し、必要に応じはこわなの設置や各種鳥獣被害対策を実施。		銃器	箱わな	・ヒグマ	捕獲奨励金： 25,000円/頭	25,000円/頭	・エゾシカ	捕獲奨励金： 12,000円/頭	12,000円/頭	・キツネ等	捕獲奨励金： 6,000円/頭	3,000円/頭	・ 猟友会会員の高齢化による捕獲担い手の不足が顕著であり、捕獲頭数は頭打ち状態。 ・ 各地域で出没機会が増加しており、捕獲のための箱わなが不足。
	銃器	箱わな												
・ヒグマ	捕獲奨励金： 25,000円/頭	25,000円/頭												
・エゾシカ	捕獲奨励金： 12,000円/頭	12,000円/頭												
・キツネ等	捕獲奨励金： 6,000円/頭	3,000円/頭												

(5) 今後の取組方針

【ヒグマ】 ・ 農家等と連絡をとり、被害を未然に防止するため、長万部町鳥獣被害防止対策協議会による巡回等を実施する。 ・ ゾーニング管理を推進しあつれき低減を目的とした個体数調整を推進する 【エゾシカ】 ・ 通年駆除出来る体制を整備し、捕獲頭数の増加に努める。 【キツネ、タヌキ、アライグマ、カニクイアライグマ、アメリカミンク】 ・ 特に飼料作物や畑作物等の農業被害が多く、農業施設付近に箱わなを設置する等の措置を講ずることとし、捕獲方法は原則として、銃器及び箱わなとする。 ・ 特定外来生物については、平成30年10月に環境省により防除実施計画の確認を受け、今後は当計画に基づき、可能な限り詳細な生息状況及び被害状況の調査を行い、効率的な防除に努める。捕獲方法は原則として、箱わなとする。 ・ 農業被害防止目的で経営地内に箱わなを設置する農業者に捕獲許可証を交付する。 ・ 特定外来生物(アライグマ、カニクイアライグマ、アメリカミンク)の管内定着が予測される事から効率的な捕獲方法の検討等を行い捕獲頭数の増加に努める。 【共通】 ・ 長万部町鳥獣被害防止対策協議会、関係機関等の協力を得ながら、被害発生箇所や捕獲状況、生息状況の情報をもとに、被害防止対策を実施する。 ・ 狩猟免許取得者の高齢化に伴い町が担い手対策を実施していく。 ・ これまでの被害報告は、被害農家からの報告や長万部町鳥獣被害防止対策協議会からの報告であったが、全体像や詳細を把握するため、町内農家を対象に被害調査を実施する。(毎年1月)
--

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

長万部町鳥獣被害対策実施隊を設置（平成25年6月） 町職員9名を指名し、北海道猟友会八雲支部長万部分会から10名任命し、実施隊を組織し捕獲を行う。(令和7年3月末現在)
--

(2) その他捕獲に関する取組

年 度	対 象 鳥 獣	取 組 内 容
令和8年度	ヒグマ	・ 出没情報による個体の生息状況調査 ・ はこわなの購入による体制強化
～	エゾシカ	・ 出没情報による個体の生息状況調査 ・ くくりわなの増設
	キツネ・タヌキ	・ 農作物等の被害状況調査 ・ 銃器による捕獲及び捕獲用箱わなの増設
令和10年度	アライグマ・カニクイアライグマ・アメリカミンク	・ 出没情報による個体の生息状況調査 ・ 捕獲用箱わなの増設

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

【ヒグマ】 ・ 捕獲目標は特に定めず、「北海道ヒグマ管理計画」に沿った形で、出没や人身被害の恐れが多い個体については的確迅速に捕獲する。 【エゾシカ】 ・ 現在、町内での正確な生息数や生息状況を把握していない状況であるが、「北海道エゾシカ管理計画」に基づき、被害の拡大と個体数の増加を抑えるよう捕獲を行う。 【キツネ・タヌキ】 ・ 現状では目標頭数は定めず、被害の拡大と個体数の増加を抑えるよう捕獲を行う。 【アライグマ・カニクイアライグマ・アメリカミンク】 ・ 特定外来生物については、生態系にかかる被害の防止を図るため、被害が確認されているアライグマの生息状況、被害状況等を把握し、その状況に応じて野外からの完全排除を長期的な目標に、被害の低減化及び生息域の拡大を防止し、町内への侵入・定着の阻止を図る。
--

対象鳥獣	捕獲計画数等			
	令和7年度（実績）	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ヒグマ	7	7	7	7
エゾシカ	90	100	110	120
キツネ・タヌキ	179	200	200	200
特定外来生物	250	250	250	250

捕獲等の取組内容

・ ヒグマについては、町内全域において、春季から秋季にかけて出没時に銃器、箱わな等を用いて捕獲する。 ・ エゾシカについては、町内全域において年間を通じて銃器、くくりわな等を用いて捕獲する他、囲いわなによる多頭数捕獲を実施する。 ・ キツネ・タヌキについては、出没や被害状況に応じ年間を通じて銃器、箱わなを用いて捕獲する。 ・ アライグマについては、出没や被害状況に応じ年間を通じて箱わなを用いて捕獲する。
--

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

エゾシカは体格が大きく、また、警戒心が強いいため射撃距離が長く殺傷能力の高いライフル銃による捕獲活動が必要である。捕獲実施はエゾシカが4月から3月の長万部町全域を対象とする有害駆除を行う。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
町内全域	エゾシカ・タヌキ

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
-	-	-	-

(2) その他被害防止に関する取組

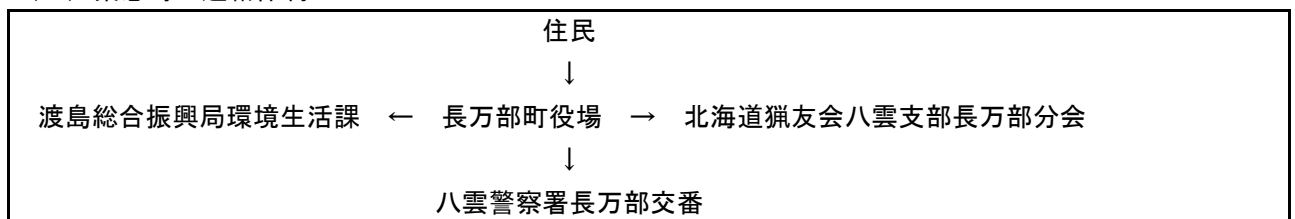
年 度	対 象 鳥 獣	取 組 内 容
令和8年度 、 令和10年度	ヒグマ エゾシカ キツネ・タヌキ アライグマ	・生ゴミや農作物の収穫残さ等の適正管理の周知徹底を図る。 ・被害予防策の調査とその普及及び町民等への情報提供を推進する。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

被害防止対策協議会の名称	長万部町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役 割
長万部町役場	協議会の連絡調整及び情報収集及び被害調査住民周知と安全確保、被害防止措置の実施協力を行う。
渡島総合振興局環境生活課	鳥獣被害に関する調査、情報提供及び広域的な調整と捕獲許可等を行う。
八雲警察署長万部交番	住民周知と安全の確保を行う。
北海道猟友会八雲支部長万部分会	被害防止措置の実施を行う。

(2) 緊急時の連絡体制



6. 被害防止対策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	長万部町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
長万部町役場	協議会の連絡調整及び農林漁業者や地域住民に対する啓発活動
新函館農業協同組合長万部支店	農業被害調査 被害予防策推進 わな猟免許取得促進
北海道農業共済組合みなみ西部センター長万部家畜診療所	家畜被害調査 被害予防策推進
山越郡森林組合	林業被害調査 被害予防策推進
NPO法人 長万部町緑と樹を愛する会	林業被害調査 被害予防策推進
北海道猟友会八雲支部長万部分会	有害鳥獣の捕獲
鳥獣保護監視員	鳥獣全般に関する助言及び情報提供
八雲警察署長万部交番	鳥獣被害・銃器使用に関する住民の安全確認等

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
渡島総合振興局農務課	鳥獣被害防止総合対策事業の指導
渡島総合振興局環境生活課	鳥獣対策の窓口（捕獲許可等）
渡島森林管理署	国有林の入林承認手続等

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

長万部町産業振興課を中心とし、農林業団体や北海道猟友会八雲支部長万部分会協力のもと、効率的な捕獲、被害防止の活動を推進する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

-

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

ヒグマ	試料提供後、皮や肉は有効活用し、その他の部分については一般廃棄物として処理、回収が困難な場合は捕獲場所にて生活環境に影響を与えない方法で埋設する。
エゾシカ	皮や肉は有効活用し、その他の部分については一般廃棄物として処理、回収が困難な場合は捕獲場所にて生活環境に影響を与えない方法で埋設する。
キツネ類	捕獲した個体は、できる限り苦痛を与えない方法により殺処分する。 処分した個体は、廃棄物として適切に処理する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品として利用等その有効な利用に関する事項

他事例の収集など状況の把握に努め、当町における将来的に効果的な方法について検討していく。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

-
